

## 基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

### (1) 7-1の事実の説明（現状）

本学の管理運営は、「学校法人新潟平成学院寄附行為」と「新潟国際情報大学学則」を基本規程とし、「学校法人新潟平成学院寄附行為施行細則」及び「新潟国際情報大学運営規程」を中心に整備する諸規程によってすすめられている。

日常の管理運営は、理事会決議により定めた下記の9項目を除き理事長、大学長及び所属職員への委任（寄附行為施行細則第13条～第15条）を定めて円滑な運営を図っている。

- (1) 法人及びこの法人が設置する新潟国際情報大学の管理・運営に関する基本方針
- (2) 理事会が行う理事、評議員及び理事長の選任、並びに専務理事の承認
- (3) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 決算の承認
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併及び解散
- (7) 学則の制定及び変更
- (8) その他理事会が重要と認めた諸規則の制定及び変更
- (9) 前各項に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項

また、諸規程の制定及び改廃については、「学校法人新潟平成学院諸規程の区分及び制定に関する規程」により全ての規程等の登録手続きと、決定機関（者）及び付議機関を規定して学内に周知している。

理事会及び評議員会は、理事9人以上11人以内（現員11名）、監事2人（現員2人）及び評議員19人以上23人以内（現員23人）により構成し、会議は、定例3回及び必要に応じて臨時に招集して開催することとしている。本法人の役員及び評議員は、設立当初から学内及び卒業生代表に加え地元県、市の行政経験者（現職及びOB）、支援企業を中心とした実業界、及び学外有識者等を加えて構成している。改選時にも、学長理事・評議員を除くその他の構成は、前記のバランスに配慮して選考を行っている。

なお、本法人では、平成16(2004)年の法律改正（平成17(2005)年4月1日施行）を受けて、文部科学省が主催する説明会に参加し、この改正に添って直ちに寄附行為をはじめとする管理運営制度の改善に向けて見直しを行った。理事会、評議員会で慎重に審議し、寄附行為の改正を決議し文部科学大臣に申請、平成17(2005)年3月に認可を得て4月から改正施行している。監事は、設立当初から理事会、評議員会には1人又は2人が必ず出席しており、文部科学省が毎年開催する監事の研修会にも出席して役割分担の改正主旨に沿

った業務執行に努めている。

(2) 7-1の自己評価

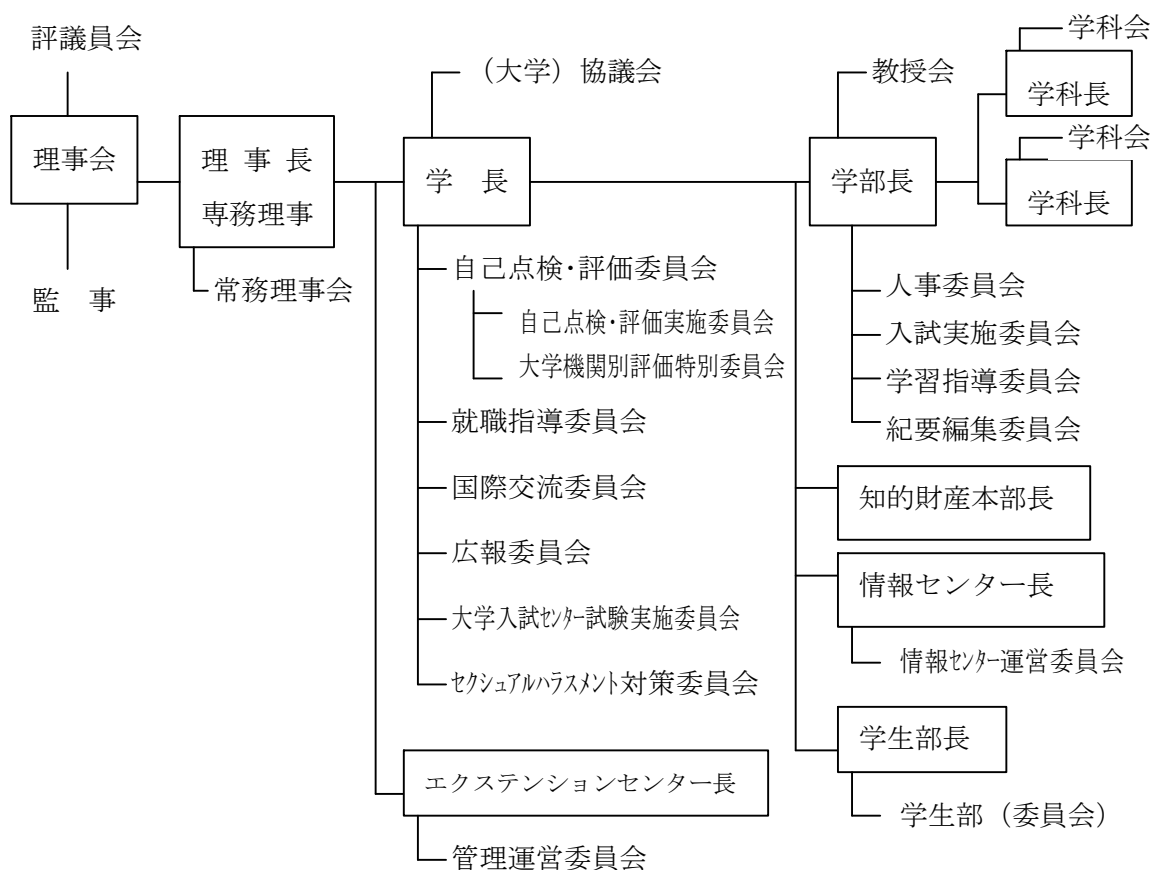
本法人は、平成 3(1991)年頃から地元子弟の高等教育機関（大学等）への進学の手を容易くするために、大学の設置を強く希望していた新潟市をはじめ新潟県による 65 億円の助成金を核に、地元や首都圏の経済界及び個人の寄附により創設費 90 億円をもって設立された。こうした設立時の経緯に鑑みた役員及び評議員の構成に努めてきており、その後の改選時にも基本的な構成比率は保たれている。

なお、学内者が理事 4 人、評議員 5 人であり、学外者の比率が高く、定例会議の招集にはその都度予め日程調整に努めて毎回 3 分の 2 以上の出席を得て開催しているが、より一層円滑な運営を図るため委任業務を中心に日常の運営に万全を期し、理事会、評議員会及び監事の機能を十分に補佐する学内体制の充実を進めるよう努める。

また、法人及び大学の管理運営体制の整備に必要となる諸規程の整備、及び各種の審議・決定機関となる理事会、評議員会、(大学)協議会、教授会、学科会、委員会及び事務局課長連絡会等は、各々適切に機能している。(管理運営組織図参照)

[管理運営組織]

(平成 19 年 4 月 1 日)



## (3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

本法人の学外理事、評議員の選考が、前述のとおり各界を代表する立場から人選がすすめられており、各々要職についておられるために、毎回70～90%の出席を得て開催するよう日程調整に努めている状況にある。本学の設立の経緯からも最適の人選であり、今後も引き続き構成の大巾な変更をすることなく、理事長及び学長のリーダーシップの下で日常の業務を円滑にすすめるよう努力し、適宜監事の業務監査を得ながら運営の状況を報告して理解と協力、支援を求めることとする。

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

## 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

## (1) 7-2の事実の説明（現状）

本学の運営は、教育研究に係わる一般的な事項については教授会、委員会での審議を先行し、学長（理事）が主宰する協議会に諮られ、必要に応じて理事会、評議員会の議を経ている。

また、教学部門の活動を支えるための予算の確保については、理事長から学長宛に発せられる次年度予算の基本方針を受け、学長が学部長はじめ情報センター長、学生部長及び各委員長に示して要望をまとめ、審査のうえ理事会、評議員会に諮って事業計画と合わせて審議、決定されている。

なお、理事には、寄附行為の規程により学長が就任するほか、規程による定めはないが開学時から学部長が理事に選任されており、その他にも学外理事として開学時の学部長が理事に選任されている。建学の理念の伝承と教学の意向の反映に十分配慮した法人運営が行われている。

## (2) 7-2の自己評価

管理部門と教学部門の連携を図る場として、毎月開催する（大学）協議会が実質的に機能し、大学の課題が審議されている。この（大学）協議会の構成員には、理事となる学長、学部長及び事務局長が加わり、両学科長、情報センター長、学生部長の7人により、学長の方針の伝達と大学の運営状況の確認、重要事項の審議及び法人の動勢が報告され活発に意見が交わされ、双方の立場での問題意識の共有に努めている。

## (3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

特に地方私大の存続にとって厳しい状況下にあることを共通の認識として共有し、設立当初からの本学に対する強い期待と支持を繋ぐためにも、常に全学挙げて取り組むことが何よりも喫緊の課題となる。日常的な業務の運営は、法人の理解の下、教職員が一体となって課題を解決し、遂行してきており問題はない。しかしながら、この際の中・長期の展望について議論し、検討を重ねて成案をうるプロセスについても、法人と教学が一体となった機関を新たに設けることなどを慎重にすすめることが求められる。

### 7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

#### (1) 7-3の事実の説明（現状）

本学では、平成6(1994)年4月に開学して4年間の設置計画の履行期間の満了を迎えるにあたり、創設時の教育課程の教育効果の検証と合わせて常に教育効果をより高めるための改定に取り組み、平成12(2000)年度及び17(2005)年度に改定を行ってきている。

この間、自己点検・自己評価への取組みについても、平成14(2002)年度に学則（第3条新設）の改定と、「新潟国際情報大学自己点検・自己評価実施規程」及び「新潟国際情報大学自己点検・評価委員会規程」を整備して点検・評価の作業に直ちに取り組み、「新潟国際情報大学の現状と課題」として平成14(2002)年度自己点検・評価報告の成果を出版し、広く関係機関、他大学、マスコミ等に配布し、情報公開に努めると共に、改革・改善に生かしてきている。

平成16(2004)年度からは、第三者機関による認証評価の取得が義務化されたことに伴い、これへの対応について調査、研究をすすめ、学内の体制を整えるために大学機関別評価特別委員会を組織し、開学以来2回目となる自己点検・評価報告書の作成にあたっている。

#### (2) 7-3の自己評価

本学は、平成14(2002)年度に実施した自己点検・評価報告書を広く学内外に公表し、併せて、平成15(2003)年度に開学10周年目を迎え、前記の報告書を踏まえた全学的な充実、発展の経緯を記録し「10年史」を出版、関係機関をはじめ本学の創立に多大な協力と支援をいただいた全ての関係者に配布している。こうした出版作業には、全学的に役員、教職員を挙げて取り組んできており、今後は、認証評価取得の義務化を機に、定期的により充実した内容となる自己点検・評価に取り組み、改革・改善に努めると共に全学での意識の共有に努める。

#### (3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

本学は、開学14年目を迎え10回の卒業生を社会に送り出してきた。この間、学生確保に向けた環境は激変しているが、開学時の1学部2学科体制により学部、学科の名称、定員の変更も行っていない。しかし、普段からの点検・評価の実践により、教育の基本となる教育課程の改定にも2回取り組んでおり、現在も前回の改定時に入学した学生の学年進行中である。なお、建学の理念、目的を確認しつつ学部、学科の改革に努める。

また、今後は(財)日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を基本とした自己点検・評価に定期的に取り組み、これを公表する。

**【基準7の自己評価】**

本法人は、平成5(1993)年12月に学校法人の設立が文部大臣（現文部科学大臣）より認可され、平成6(1994)年4月に新潟国際情報大学を開学して今日に至っている。

設立の認可にあたり、私立学校法その他の法令に基づき厳正な指導、助言の下、寄附行為をはじめ、所要の法人及び大学の管理運営の諸規程を整備しており、これらの適切な運用に努めてきている。また、学校法人における管理運営制度の改善及び情報の公開等を中心とした平成16(2004)年の私立学校法の法律改正を受け、文部科学省が主催する説明会への参加をはじめ各種の研修会に積極的に参加し、本法人の寄附行為を、改正法の主旨に添って改正するための検討を重ね、平成17(2005)年3月に文部科学大臣の認可を得て平成17(2005)年4月1日付けで改正施行している。

役員及び評議員の選任は、学校法人の設立の経緯を尊重し、大学運営に学外の設立支援者の意見が適切に反映される構成となるよう努めてきており、事業計画・予算、事業報告・決算、及び重要事項となる管理運営の基本方針や諸規程の制定、改廃等は、評議員会及び理事会に全て諮って決議されている。

教育部門との連携についても、現行で運営は支障なく保たれているが、少子化等により学生確保が急激に厳しくなることや、社会経済情勢の変化に対応して適切に、素早い対応を図るため、管理部門（法人）と教学部門（大学）とが課題認識の共有に努め、より緊密な連携を図ることが求められる。

引き続き本学が、この地域に有為の存在として支持され充実・発展するためには、常に社会の動向を注視し、教育環境の改善、向上に努め、教育研究活動の成果に高い評価を得続ける必要がある。なお、本学の歴史は新しいが、今日までに自己点検・評価報告書「新潟国際情報大学の現状と課題（平成14(2002)年度）」及び「10年史（平成15(2003)年度）」を発行し、本学の自己点検・評価活動等への取り組みについて、巾広く理解と支持を得るよう努めている。

**【基準7の改善・向上方策（将来計画）】**

本学の教育研究活動は、評議員会の議を経て行われる理事会の決議、及び学科会、各種委員会の審議の後に諮られる教授会の議を経て、学長、学部長のリーダーシップの下で適切に管理運営されている。

本学は、設立の経緯からも教育を中心に据えた運営をめざしており、地域の高い支持を得て今日に至っているが、急激にすすむ少子化と規制緩和により今も大学の新增設が繰り広げられていることから、首都圏を中心とした若者の県外流出もあり、安定的に推移してきた学生確保も一層厳しくなるものと思われる。危機感の共有と改革、改善に全学を挙げて取り組むことが喫緊の課題であり、教育と研究、及びこれを支える財務情報の公開にも積極的に努め、10回を重ねた2,900人余の卒業生の社会での活躍等による評価と合わせ本学の評価を高めることをめざす。

また、平成19(2007)年度に受審する（財）日本高等教育評価機構による認証評価を機会とし、全学的な取り組みとして教育研究及び管理運営にわたって詳細な自己点検・評価を実施し、評価結果は速やかにホームページ等を通じて公開する。